

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 栢 分 宏 和	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国 デトロイト（ミシガン州）
提 出 書 面 平成26年7月6日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年6月9日～7月6日） 平成26年6月9日～同年7月6日 生活基盤整備 同年6月16日～同年7月6日 ウェイン州立大学における語学研修 同年6月24日 在デトロイト日本国総領事館訪問		
キーワード欄 ・生活基盤整備 ・ウェイン州立大学におけるオリエンテーション・語学研修 ・在デトロイト日本国総領事館訪問		

平成26年7月6日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・デトロイト)

大阪地方裁判所 判事補 栢 分 宏 和

報告書簡（第1回）

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年6月9日～7月6日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 はじめに

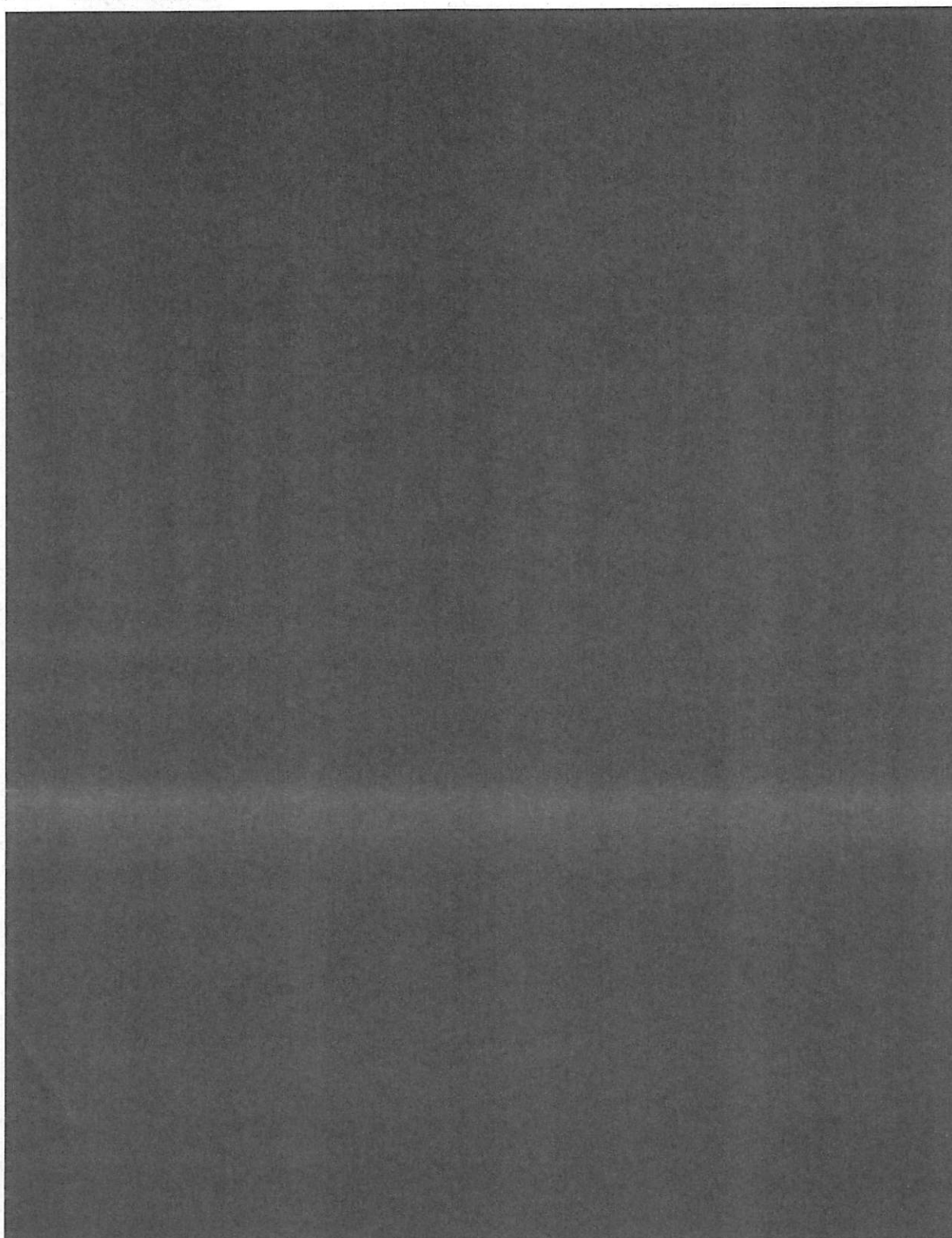
- 1 私は、平成26年6月9日に日本を出国し、現地時間の同日午後10時頃、デトロイト・メトロポリタン・ウェイン・カウンティ空港に到着しました。同空港には、歴代の研究員がお世話になっている [REDACTED] から紹介していただいた [REDACTED] が迎えに来てくださいました。

- 2 秘書課の方々には、昨年末から出国に至るまで、大変お世話になりました。特に、DS-2019の受領が遅れたため、ビザ取得等の手続きが進まず、秘書課の方々に多大なご迷惑をおかけしましたが、おかげさまで無事出国及び到着することができましたことを深く感謝しております。この場をお借りしてお礼申し上げます。

なお、この点に関し、私としては2月頃からウェイン州立大学の担当者と連絡を取っていたにもかかわらず、DS-2019の受領が出国直前の5月19日となってしまいました。今後は、滞在中の研究員において、適宜上記担当者

と連絡を取り、DS-2019の準備状況を確認する必要があるかもしれません。

第2 生活基盤整備



第3 ウェイン州立大学におけるオリエンテーション・語学研修等

1 オリエンテーション

6月12日、留学生の事務を取り扱うOffice of International Students and Scholars(OISS)に行き、Visiting Scholarとしての登録とSEVIS費用50ドルの支払をしました。また、OISSで大学が提携している保険会社の医療保険に加入することが義務付けられており、年度(2013/2014 academic year)末までの2か月分の保険料も同時に支払いました。翌年度分の保険料は別途支払う必要があります。

2 語学研修

平成20年度以降、滞在資格証明(DS-2019)の発行元であるウェイン州立大学との関係から、デトロイト派遣者には、裁判所での研究前に同大学の語学学校に通うか、語学学校に通わずに研究を開始するかのいずれかしか選択肢がない状況のようであり、私も、同年度以降の研究員同様、同大学の語学学校に通うことにいたしました。

語学学校は6月16日から開始され、初日のTOEFL等でクラス分けをしました。私は3クラスのうちの[REDACTED]となり、授業を受けています。授業内容等については次回ご報告いたします。

3 その他

語学研修開始後、ウェイン州立大学ロースクールの[REDACTED]氏にご挨拶に伺うべく、出国前より連絡を取っていた秘書の[REDACTED]さんに電子メールで連絡をしたところ、8月7日に学部長との面会の日程を調整していただきました。

第4 その他

1 在デトロイト日本国総領事館の訪問

6月24日、在デトロイト日本国総領事館を訪問し、片山和之総領事にご挨拶に伺いました。その際、総領事から、デトロイト所在の法律事務所及び会計

事務所と総領事館とが意見交換を行う機会を持ちたいと考えているが、その場に裁判所派遣の研究員も参加してほしい旨のお話がありました。

2 デトロイトの状況等

昨年、デトロイトが連邦破産法の適用を申請しましたが、現在の私の生活範囲では特に不都合を感じておりません。また、[REDACTED]
[REDACTED]で居住しておりますし、大学のキャンパス内も安全ですので、これまでに身の危険を感じたこともありません。もっとも、大学はダウンタウンの中心部を少し外れた場所（ミッドタウン）にあり、徒歩でキャンパスから離れた場所に行くのは避けるのが無難かと思われます（総領事からも、ダウンタウンの治安は回復しているものの、ミッドタウンの治安は回復途上である旨のお話がありました。）。今後も、関係機関等から治安に関する情報を収集するなどして、安全面に十分留意しつつ、充実した研究を行いたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 栢 分 宏 和	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国 デトロイト（ミシガン州）
提 出 書 面 平成26年8月6日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月7日～8月6日） 平成26年7月7日～同年8月6日 生活基盤整備 同年7月7日～同年8月6日 ウェイン州立大学における語学研修		
キーワード欄 ・生活基盤整備（ XXXXXXXXXX ） ・ウェイン州立大学におけるオリエンテーション・語学研修		

平成26年8月6日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・デトロイト)

大阪地方裁判所 判事補 栢 分 宏 和

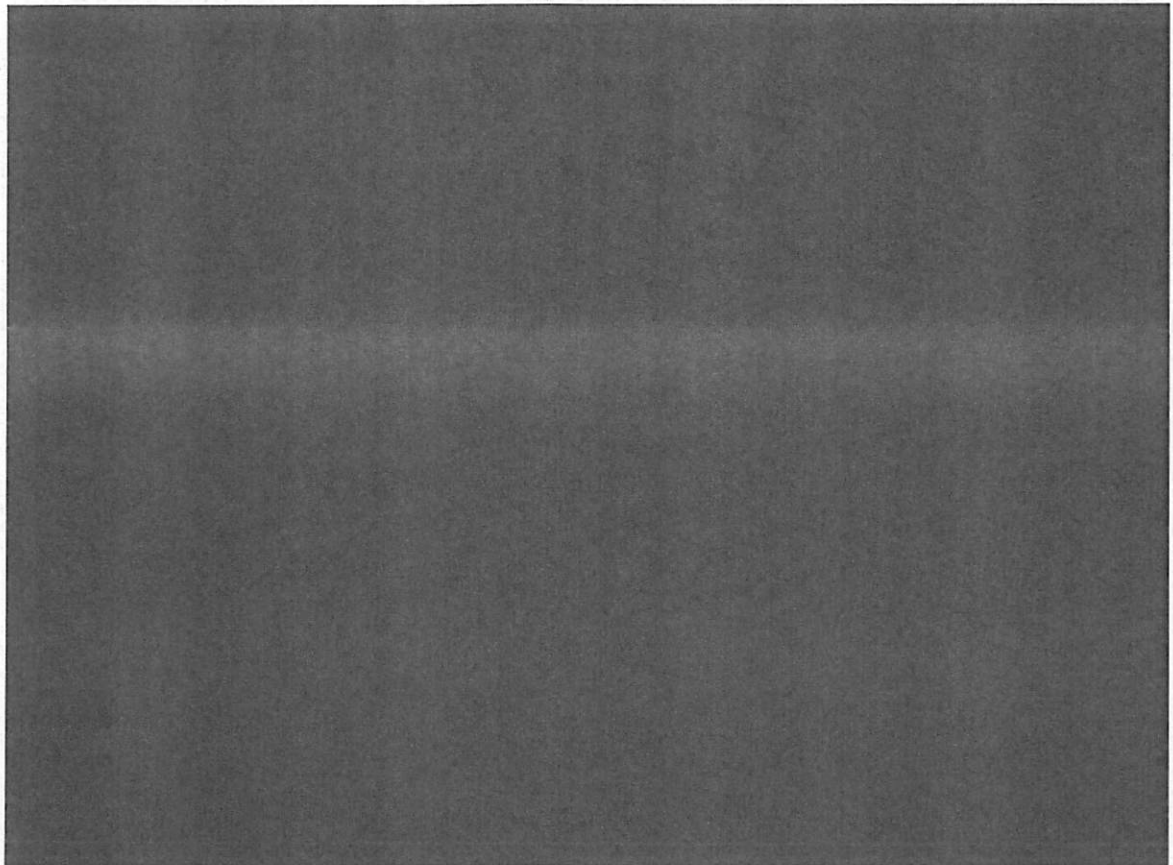
報告書簡（第2回）

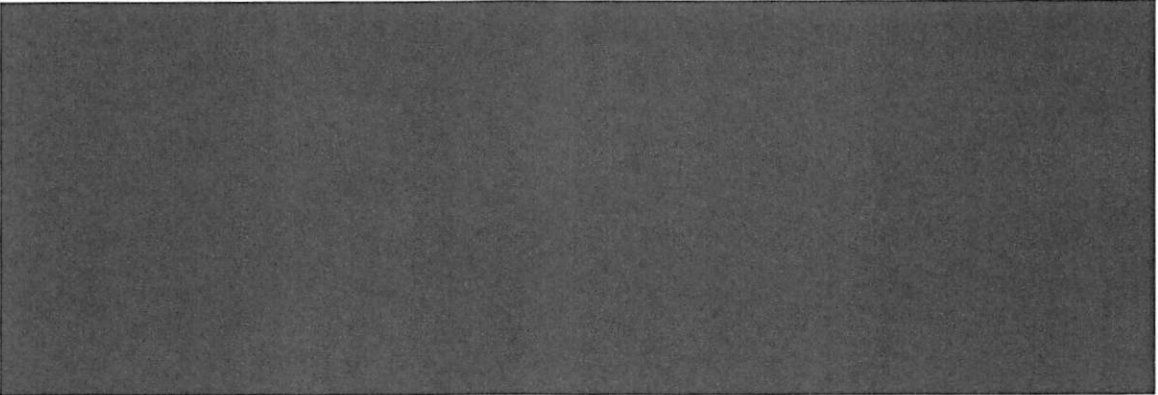
謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年7月7日～8月6日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 生活基盤整備





第3 ウェイン州立大学における語学研修

1 クラス分け等

前回ご報告いたしましたとおり、ELIは初日のTOEFL等によりクラス分けが行われます。私は、初日のTOEFLを受験した学生の中で唯一■■■■とされました。

今年は、例年とは異なり、この秋からウェイン州立大学に留学するブラジル人学生80名が2週目からELIを受講しました。彼らは全員が■■■■であり、私は、日本人1名とブラジル人16名の合計17名から構成されるクラスに所属し、授業を受けました。

2 授業内容等

授業は、毎週月曜日から木曜日まで、1日にReading, Writing, and GrammarとSpeaking, Listening, and Pronunciationの2コマを受講するというものでした。受講内容はTOEFLの受験対策や小論文の書き方、プレゼンテーションの方法等に関するものでしたが、そもそも英語により授業を受けること自体がためになりました。また、クラス内の学生の人数が多く、自分で英語を話す回数が少ないように感じたため、授業終了後、教室に残って教師と会話するなどしていました。

なお、私も、例年の研究員同様、自動車の運転に不安があったため、通学にはバスを利用しました。バスは本数が少なく、帰りのバスが午後3時45分頃まで来ませんでしたので、帰りのバスが来るまでの間、私は宿題をするなどし

て過ごしていました。また、授業料が年々値上りしている模様です。

第3 その他

ミシガン州は、今年の夏、例年よりも気温が低いとのことでした。9月からは裁判所における研修が始まりますので、健康に留意しつつ、充実した研究を行いたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 栢 分 宏 和	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国 デトロイト（ミシガン州）
提 出 書 面 平成26年9月7日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月7日～9月7日） 平成26年8月7日～同月18日 ウェイン州立大学における語学研修 同年8月7日 ウェイン州立大学ロースクール■■■■と面会 同年8月14日 ミシガン州第3巡回裁判所訪問		
キーワード欄 ・ウェイン州立大学における語学研修 ・ウェイン州立大学ロースクール■■■■■■■■■■氏へあいさつ ・ミシガン州第3巡回裁判所訪問		

平成26年9月7日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・デトロイト)

大阪地方裁判所 判事補 栢 分 宏 和

報告書簡（第3回）

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年8月7日～9月7日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 ウェイン州立大学における語学研修

平成26年6月16日から開始されたウェイン州立大学のELIが、同年8月7日に最終日を迎えました。

当初同月12日とされていた成績証明書等の交付が、同月7日になって急遽同月18日に延期される、という事態も生じましたが、同日に成績証明書等の交付を受け、ELIの課程を修了いたしました。

第2 ウェイン州立大学ロースクール[]へのあいさつ

平成26年8月7日、ウェイン州立大学ロースクールを訪問し、同ロースクールの[]氏にご挨拶いたしました。

併せて、ウェイン州立大学との協定により研究員において実施することとされているプレゼンテーションについて、担当職員である[]氏と打合せを行い、第1回のプレゼンテーションを平成26年11月6日に実施することと決定いたしました。

第3 ミシガン州第3巡回裁判所訪問

受入裁判所であるミシガン州第3巡回裁判所においては、セキュリティの関係で、外部からの電子メールが遮断される旨の引継ぎを受けておりましたので、平成26年7月18日、裁判所における研修全般についてお世話になる[]さんに電話をかけ、私からの電子メールを受け付けていただけるように手配していただきました。その後、[]さんと打合せを行い、ミシガン州第3巡回裁判所を訪問させていただく日程を決定いたしました。

同年8月14日、ミシガン州第3巡回裁判所を訪問し、[]氏、[]氏にご挨拶いたしました。また、同日、刑事部（Criminal Division）にも訪問させていただき、[]氏にご挨拶いたしました。

さらに、同日、[]さんと研修期間について打合せを行い、同年9月8日から刑事部において研修を開始することとなりました。なお、[]さんには、連邦最高裁判所を訪問する機会を持ちたい旨をお伝えいたしましたが、この点については未確定ですので、研修開始後に日程調整等を行いたいと考えております。

第4 その他

ミシガン州では、今年の夏、例年よりも気温が低かった上、この1か月の間に何度も大雨に見舞われ、相当の被害が生じたと聞いております。また、上記のとおり、本年9月8日からは裁判所における研修が開始し、デトロイトのダウンタウンを訪れる機会が増えます。そのため、健康及び安全に注意しつつ、充実した研修を行いたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名 栢 分 宏 和	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国 デトロイト（ミシガン州）
提 出 書 面 平成26年10月19日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月8日～10月17日） 平成26年9月8日～同年10月17日 ミシガン州第3巡回裁判所刑事部において研究		
キーワード欄 ・ ミシガン州第3巡回裁判所刑事部における研究		

平成26年10月19日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・デトロイト)

大阪地方裁判所 判事補 栢 分 宏 和

報告書簡（第4回）

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年9月8日～10月17日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 刑事部における研究の概要等

1 受入体制等

私は、9月8日（月）から、ミシガン州第3巡回裁判所（Third Judicial Circuit of Michigan）の刑事部（Criminal Division）において研究を開始いたしました。

例年の研究員同様、私も、刑事部の事務局にお世話になりながら研究を行っております。事務局には、

さんや、職員の

さん等がおられ、私は、

さんに、刑事部内の各部署や検察官事務所等への訪問のアレンジやスケジュール作成を行っていただきました。

2 研究の概要

本報告期間内には、主に刑事部内の各部署や検察官事務所への訪問を行い、

業務内容についての説明を受け、その合間に法廷傍聴を行いました。

具体的には、後述するMental Health Court, Adult Drug Treatment Court, Swift & Sure Sanction Probation Program等への訪問・見学, Pretrial Services（被疑者が逮捕された後に行われるArrest of warrantの際、保釈に関する報告書を作成するなどの業務を行っている部署）やCourt Reporting Services（法廷における手続を記録するCourt Reporterのマネジメントを行う部署）の訪問、及び検察官事務所への訪問等を行いました。

第2 研究内容について

以下では、印象に残った点について述べます。

1 保護観察について

薬物犯罪等において保護観察に付された者について特別の取扱いを行う部署であるMental Health Court, Adult Drug Treatment Court, Swift & Sure Sanction Probation Programを訪問させていただき、対象者に対する取扱いの概要について説明を受けるとともに、Mental Health Courtにおいては、裁判官と対象者との面談や、面談に先立って行われる裁判官及びケースマネージャー等との対象者に関するミーティングを傍聴させていただきました。

上記各部署においては、プログラムの対象者が、最低でも毎月1回、裁判所職員に生活状況等の報告を行うとともに裁判官と面談するというシステムが採用されています。これらのシステムにより、裁判所が、保護観察に付された者に関する情報を管理し、対象者の状況に応じた適切な処置・処遇を行うことが可能になると考えられますので、非常に興味深く感じました。その反面、予算上の制約等から、裁判所の人的資源等には限りがありますので（現に、Swift & Sure Sanction Probation Programにはケースワーカーが2人しか配置されていないとのことでした。）、多くの者に対して同時にこれらの制度やプログラムを適用することには困難を伴うようにも思われました。

2 検察官事務所訪問について

当地ではいわゆる法曹一元制度が採用されている上、法廷において、検察官の隣に警察官（主に捜査責任者）が着席して審理に立ち会っており、また、多くの事件において、同警察官が捜査内容についての証言を行っています。これらの日本と異なる運用について興味深く感じましたので、検察官事務所を訪問させていただいた際、検察官は捜査手法をどのように習得するのか、警察官に対する捜査指揮や指示を行うことがあるのかについて質問したところ、検察官は特段捜査手法について学ぶ機会を有しておらず、警察に対してサポートはするものの、捜査指揮や指示を行うことも通常はない旨のご回答を得ました。

我が国とは異なる運用について興味深く感じるとともに、そのような運用の下では、捜査の適正確保のために裁判所が果たすべき役割は大きいと考えられます。

第3 その他

前記のとおり、本報告期間内は各部署の訪問等を行っており、法廷傍聴にまとまった日数を費やすことができておりませんので、今後は法廷傍聴を中心に研究を行っていきたいと考えております。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 栢 分 宏 和	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国 デトロイト（ミシガン州）
提 出 書 面 平成26年11月17日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月18日～11月16日） 平成26年10月18日～同年11月16日 ミシガン州第3巡回裁判所刑事部において 研究 同年11月6日 ウェイン州立大学ロースクールにおいてプレゼンテーション		
キーワード欄 ・ ミシガン州第3巡回裁判所刑事部における研究 ・ ウェイン州立大学ロースクールにおけるプレゼンテーション		

平成26年11月17日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・デトロイト)

大阪地方裁判所 判事補 栢 分 宏 和

報告書簡（第5回）

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年10月18日～11月16日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 刑事部における研究

1 研究内容

本報告期間内では、拘置所（Jail）の見学や、裁判所庁舎内にあるウェイン郡のSheriff Detail（各法廷等に配置されているDeputyのオフィス）の訪問を行ったほか、法廷でのTrialの傍聴を行いました。

今回は、当地における重罪（felony）に対する刑事手続の概要について簡単にご報告いたします。

2 当地における刑事手続の概要

犯罪が発生し、捜査が行われ、被疑者が逮捕されると（なお、逮捕のほとんどが無令状逮捕であり、以下の記述も無令状逮捕の場合に関するものです。）、検察官は、逮捕後48時間以内に、必要性を判断した上で、地区裁判所（District Court）に対し、令状（Warrant）発付の請求及び訴追を行います。なお、前記令状発付請求が行われた後には、原則として当該事件について更なる

捜査を行うことはないとのことでした。

令状が発付された後、地区裁判所のMagistrate（治安判事と訳されることが多いですが、その訳が正確かどうかについては疑問が残ります。）において、被告人の保釈（bail）の可否についての判断等を行う手続（Arraignment of Warrant）を行います。なお、同手続は、被告人が収容されているjailと法廷との間でテレビ電話を介して行われていました。

その後、地区裁判所において、事件を巡回裁判所（Circuit Court）に移送するかどうかなどについて判断するためのPreliminary Examinationが行われます。同手続は、その名のとおり、予備的な証人尋問であり、証人が出廷して検察官及び弁護人からの質問に対して証言するというものです。私が傍聴した同手続は、地区裁判所のJudgeによって主宰されていました。

事件が巡回裁判所に移送され、検察官が巡回裁判所に対して略式起訴状（Information）を提出すると、巡回裁判所において、公訴事実を認めるかどうかを裁判官が被告人に対して確認する手続（Arraignment on Information）が行われます。被告人が同手続において有罪を認める答弁をした場合、判決宣告期日が指定され、他方、被告人が無罪である旨の答弁をした場合には、数回の公判前手続（Calendar Conference, Pretrial, Final Conferenceと呼ばれています。）を経て、Trialが行われます。

なお、ご承知のとおり、陪審によるTrialを受けるかどうかについて被告人側に選択権があり、被告人が陪審によるTrialを望まない場合には、被告人が有罪か否かの点についても裁判官によって判断されます（Bench Trial）。また、いったんArraignment on Informationにおいて無罪である旨の答弁をした被告人であっても、Trialの開始前に有罪を認める答弁をすることは可能であり、私もそのような事件を何件も目にしました。

陪審によるTrialにおいては、まず陪審員の選任手続（Voir Dire）が行われ、その後、選任された陪審員（通常は14名）に対して裁判官がInstructionを

行います。そして、検察官、弁護人の順に冒頭陳述（Opening Statement）を行い、証人尋問をその中心とする証拠調べ手続を経て、検察官、被告人、検察官の順に最終弁論（Closing Argument）が行われます。そして、裁判官による陪審員に対する最終のInstructionが行われ、選任された陪審員から除外する数名（通常は2名）を選んだ後、12名の陪審員によって評議が行われます。

評議は、有罪、無罪いずれの結論であっても全員一致が必要とされ、全員の意見が一致しなければ不成立（hung jury）となります。評議の結果、無罪の評決（Verdict）がされると手続は終了し、有罪の評決がされた場合には判決宣告期日が指定されます。

判決（Sentence）に関し、当地では量刑についてのガイドラインが定められており、同ガイドラインに従って刑期が決められています。

第2 ウェイン州立大学ロースクールにおけるプレゼンテーション

11月6日、ウェイン州立大学ロースクールにおいて、裁判員制度に関するプレゼンテーションを行いました。教授、学生合わせて15名程の方が、昼食をとりながら聞いて下さいました。終了後、[REDACTED]
[REDACTED]氏から、良いプレゼンテーションだったとお言葉を頂戴しました。

次回は来年2月5日に行う予定です。

第3 その他

11月7日、連邦破産裁判所がデトロイト市の財政再建計画を承認する旨の決定を行いました。報道に接しただけですので、内容について詳しく承知しているわけではありませんが、今後は市の財政再建が進むものと考えられます。私も、連邦破産裁判所において一定期間研究を行いたいと考えておりますので、機会があればデトロイト市の倒産事件についてのお話も伺いたいと思っております。

また、当地では、既に最高気温が氷点下となる日もあり、寒さが厳しくなっ

います。今後も、健康に留意しつつ、充実した研究を行いたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 栢 分 宏 和	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国 デトロイト（ミシガン州）
提 出 書 面 平成26年12月21日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月17日～12月19日） 平成26年11月17日～同年12月19日 ミシガン州第3巡回裁判所刑事部において 研究 同年11月19日 在デトロイト日本国総領事主催のレセプションに出席		
キーワード欄 ・ミシガン州第3巡回裁判所刑事部における研究 ・天皇誕生日のレセプションへの出席		

平成26年12月21日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・デトロイト)

大阪地方裁判所 判事補 栢 分 宏 和

報告書簡（第6回）

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年11月17日～12月19日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 刑事部における研究

1 研究内容

本報告期間内では、主として、陪審によるTrialの傍聴を行いました。

年内で刑事部における研究を終えることとなりますので、陪審によるTrialを傍聴して抱いた印象等について、若干述べたいと思います。

2 法律家のプレゼンテーション能力の高さ

まず初めに、弁護士、検察官及び裁判官のプレゼンテーション能力が非常に高いことに感銘を受けました。法曹三者とも、陪審員に対し、時にユーモアも交えながら、非常に聞きやすいプレゼンテーション（冒頭陳述等）を行っていました。

3 証人尋問

Trialにおける証拠は、防犯ビデオ等のビデオ画像が存在する場合には上映されるものの、基本的に証人尋問が中心となります。物的証拠や書証について

は、検察官又は弁護人が、証人として出廷した捜査官等に対してその内容を質問し、陪審員に対して説明させた上で提出するという手続が取られていました。

証人尋問は、裁判官が当事者に対して次の証人は誰かを尋ね、当事者がそれに応じて証人の氏名を明らかにして始まり、陪審員は、証言が始まるまで、当該証人が何について証言するのか予測を立てることができません。当地ではそれが当然なのかもしれませんが、尋問の最初に、当該証人がいかなる事実に関連した証言をする予定であるかについて明らかにした方が、尋問を聞く側にとって理解しやすいのではないかと考えるところです。

また、証人尋問が中心となるため、審理に要する時間が長くなりがちである上、事実のほぼ全てを証言によって立証しようとするにより、かえって、事案にとって核心的な証言部分とそうでない部分の区別が不明確になってしまっておそれもあるのではないかと危惧されます。特段重要でない部分については書証による立証で済ませ、重要な事実について証人尋問を実施するという運用の方が、判断者にとって理解しやすいのではないかと思います。

4 事実認定

陪審による評決では、被告人が有罪であるか否かの結論だけが示され、評決に至った理由は明らかになりませんので、法廷に顕出された証拠がどのように評価されて評決に至ったのか、事後的に検証することはできません。

また、検察官や弁護人も、最終弁論において、「常識で判断してください。」、「感情ではなく論理で判断してください。」などと述べるにとどまり、陪審員に対し、例えば「証人の証言には複数の客観的な裏付けがあり、信用できる。」などのように、証拠評価について具体的な意見を述べるものがほとんどなかったように記憶しています。

事実認定を陪審の自由な判断に委ねるという姿勢の表れなのかもしれないと、興味深く感じました。

第2 レセプションへの出席

11月19日、片山和之在デトロイト日本国総領事からのご招待を受け、総領事ご主催に係る天皇誕生日のレセプションに出席いたしました。

同レセプションには、在デトロイト日本国総領事館が管轄するミシガン州及びオハイオ州在住の日系企業関係者等が多数ご出席されており、盛会のうちに終了いたしました。

第3 その他

当地において、大雪に見舞われるなど11月は寒さが厳しかったものの、12月に入ってからはいくぶん過ごしやすいい日が続いています。1月からは民事部において研究を開始する予定ですが、今後も、健康に留意しつつ、充実した研究を行いたいと思います。

秘書課の皆様には、昨年が終わってから大変お世話になりました。こうして問題なく研究を行うことができているのも、秘書課の皆様にご協力いただいている賜物と考えております。この場をお借りしてお礼申し上げます。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。良いお年をお迎えください。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 栢 分 宏 和	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国 デトロイト（ミシガン州）
提 出 書 面 平成27年2月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月2日～2月1日） 平成27年1月2日～同年2月1日 ミシガン州第3巡回裁判所民事部において研究		
キーワード欄 ・ ミシガン州第3巡回裁判所民事部における研究		

平成27年2月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・デトロイト)

大阪地方裁判所 判事補 栢 分 宏 和

報告書簡（第7回）

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

前回の報告以降の研究状況についてご報告申し上げます。

第1 民事部における研究

1 はじめに

平成27年1月2日、ミシガン州第3巡回裁判所民事部（The Third Judicial Circuit Court of Michigan Civil Division）における研究を開始いたしました。

2 受入体制等

民事部は、家事部（Family Division。本年3月頃に研究を実施する予定です。）とともにColeman A. Young Municipal Centerという建物内にあります（なお、刑事部は、同建物から徒歩10分程の距離にあるFrank Murphy Hall of Justiceという建物内にあります。）。私は、7階の1室をオフィスとして使用させていただいております。

なお、歴代研究員の研究日程のアレンジ等をしてくださり、私も、受入裁判所における研究開始時期の調整や、所長等へご挨拶に伺う日程のアレンジ等に関して大変お世話になった [REDACTED] さん

が、平成26年末をもって第3巡回裁判所を退職されました。私の研究に関しては、[redacted]さんの後任に当たる、[redacted] [redacted]さんが、研究日程のアレンジ等のお世話を下さっています。

3 研究内容等

民事部においては、手続の傍聴をさせていただいております。もっとも、当地における民事事件の大部分は和解等により終了し、trialに至る事件は多くありません。したがって、これまでに傍聴したtrialは数件にとどまり、主として、進行スケジュール設定のための期日（Status Conference）や和解期日（Settlement Conference）、申立期日（Motion Day）の傍聴をさせていただいております。

また、3名の調停委員による調停であるケースエヴァリュエーション（Case Evaluation）も傍聴させていただく機会を得ました。

さらに、当地における民事訴訟では、1名のファシリテーターによる調停であるファシリテーション（Facilitation）も頻繁に利用されていますので、今後はファシリテーションについても傍聴したいと考えております。

第2 その他

当地では、昨年12月には過ごしやすい日が続いたものの、今年に入ってから、最低気温が華氏0度を下回る日何日か続くなど、気温の低い日が多いように感じます。また、それほど深刻な被害は出ていないものの、[redacted] [redacted]においても少くない積雪が見られます。[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

今後も、健康及び安全に留意しつつ、充実した研究を行いたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 栢 分 宏 和	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国 デトロイト（ミシガン州）
提 出 書 面 平成27年3月2日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月2日～3月2日） 平成27年2月2日～同月16日 ミシガン州第3巡回裁判所民事部において研究 同月17日～20日 ミシガン州第6巡回裁判所において研究 同月21日～同年3月2日 ミシガン州第3巡回裁判所民事部において研究 同年2月5日 ウェイン州立大学ロースクールにおいてプレゼンテーション		
キーワード欄 ・ ミシガン州第3巡回裁判所民事部における研究 ・ ミシガン州第6巡回裁判所における研究 ・ ウェイン州立大学におけるプレゼンテーション		

平成27年3月2日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・デトロイト)

大阪地方裁判所 判事補 栢 分 宏 和

報告書簡（第8回）

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

前回の報告以降の研究状況についてご報告申し上げます。

第1 民事部における研究

1 はじめに

前回の報告以降も、ミシガン州第3巡回裁判所民事部において研究を実施いたしました。以下では、これまで傍聴した手続の範囲ではありますが、当地における民事手続について印象に残った点を述べたいと思います。

2 裁判所の役割

訴訟が係属すると、前回ご報告したStatus Conferenceが開かれ、裁判所（裁判官）が証拠開示（discovery）の期限やケースエヴァリュエーションの時期等、当該事案の進行スケジュールを決定します。また、証拠開示に関する問題についても、当事者の申立てに対応し、裁判所が各種の決定・命令を発しています。これらの点に関しては、裁判所が手続を主導していると感じられました。

他方、裁判所において行われるtrial前の手続としては、申立て（motion）が当事者によって行われた場合の申立期日を除けば、最初のStatus Conferenceと、ケースエヴァリュエーション（裁判所ではなく、調停協会（Mediation

(Tribunal Association) が主宰します。) が行われた後の公判前手続 (Special Pretrial) , 和解期日等のみであり, 争点整理等, 事案の内容に関する問題については当事者に委ねられており, 裁判所の関与の程度は小さいと感じられました。

3 和解率の高さ

係属した事件の約 1 % しか trial に至らない連邦地方裁判所と同様に, 当地においても, ほとんどの事件は, trial に至る前に和解等により終結しています。そのため, trial を傍聴する機会にはさほど恵まれておりません。

多くの事件が trial に至る前に和解により終結する理由としては, trial の準備 (出頭して証言する証人の用意や, trial において上映するビデオによる証言録取の用意等) に費用がかかる, という点もあるようですが, ケースエヴァリュエーション, ファシリテーション, 裁判所における和解期日と, 当事者において和解を検討する機会が複数用意されており, 当事者が交渉による合意を形成することを容易にする環境が整備されている点も大きいように思われます。

第2 ミシガン州第6巡回裁判所における研究

オークランド郡

の から に異動された さんのご協力で, 2月17日から同月20日の間, 過去の研究員が5月に訪問されていた第6巡回裁判所において研究を実施いたしました。

同じミシガン州の巡回裁判所ではありますが, 手続の進め方や事務分配等, 第3巡回裁判所における取扱いと若干異なる点もあり, 興味深く感じました。

第3 ウェイン州立大学ロースクールにおけるプレゼンテーション

2月5日, ウェイン州立大学ロースクールにおいて, 協定に基づく2回目のプレゼンテーションを実施しました。

日本の司法修習及び裁判官の研修についてお話ししたところ, 前回を上回る

数の質問を受け、少し驚きました。裁判官が司法修習生の中から任命されるという日本のシステムが、裁判官を選挙により選出する当地のシステムと大きく異なることから、ロースクールの教授や学生の方々に興味を持っていただけたようです。

第4 その他

この2月は、当地の観測史上2番目(史上1位は約200年前とのことです。)に気温が低い、観測史上7番目に降雪量が多いなど、記録的な寒さだったようです。大雪のため裁判所が休業した日もありました(裁判所の業務状況については、裁判所のホームページに情報が掲載されるため、天候に問題がある日等は同ホームページを確認する必要があります。)。

3月に入り、少しずつ気温も上がってくるようですが、今後も、健康及び安全に留意しつつ、充実した研究を行いたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上